岡山市入札外部審議委員会の概要

平成25年度第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下 記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成25年11月5日(火) 午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員(敬称略 五十音順)井上 信二,內田 通子,菊池 捷男,妹尾 直人,松本 正子

4 事務局

(1) 岡山市

三宅統括審議監, 泉監理課長, 寺本契約課長, 大島契約課課長代理, 石原契約課課長補佐, 宮安監理課課長補佐, 徳丸監理課主任

(2) 水道局

小林審議監,近藤管財課長,石井管財課課長代理,樋口管財課契約係長,高田 管財課主任,

平山管財課主任

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - 1 岡山市抽出案件について審議
 - (1)指名停止中に同一事案で指名留保になった場合の取扱いについて
 - 2 岡山市水道局抽出案件について審議
 - (1) 工事請負契約
 - (2)委託契約
 - 3 その他

6 会議概要

- 1(1)指名停止中に同一事案で指名留保になった場合の取扱いについて
- 議題説明:登録業者に対し、一定期間入札への参加を制限する措置として、『指名停止』と『指名留保』がある。指名停止はペナルティとしての要素を持っており、指名留保は、例えば、指名停止とするかどうかの判断をするまでの間に行うなど、基本的にはペナルティ要素は備えていない。しかし、現在の基準では、工事成績の評定が不良だった場合に指名留保するという取り決めがあり、この取り扱い、特にほかの指名停止と重ねて発生した場合の対応に苦慮している。
- Q:一つの事案とか同一事案とかの言葉が出たが、事案の定義をまず教えて欲しい。
- A:基準には事案の明確な定義はないが、現在の市の考え方は、事案というのは指名停止の原因となる行為と考えている。
- Q:具体的な案件を見ると,まず事故を起こしたことで1か月の指名停止を受けている。 その後,工事成績評価不良によって指名留保を受けている。この場合は,一つの事 案か,二つの事案か。
- A:一つの事案と考えている。この件では工事の出来栄えもあまり良くなかった上に、 事故を起こしたことで指名停止を受け、指名停止を受けたことを原因に工事成績が 13点減点されており、工事成績評価不良に繋がった。
- Q:指名留保となる根拠事由を見ると、いろんなものがある。必ずしも悪いことをした という事ではないように見えるが…。
- A:指名留保の中には、ペナルティの要素が強いもの、別にペナルティではないが市の 特有の制度に基づくもの、一時的に指名停止までの間指名留保するものといろいろ な性質のものが混在している。例えばその指名停止期間と指名停止期間が重なった 場合の規定を、指名留保期間と指名停止期間が重なった場合に当てはめて考えた時 に、非常に個別的になり、統一した整理が難しい。
- Q:同一の事案かどうかで判断を分けることができないか。
- A:指名留保の中で同一の事案となりうるのが、この工事成績評定不良ぐらいしか想定できないので、工事成績評定不良を指名留保ではなく、指名停止の粗雑工事等の事由として整理した方が、分かりやすいのではないかと思う。ただし、そうするとかなり業者にとって厳しい結果になるので、その影響等も考えなければならない。
- Q:「新たに生じた」という表現,これは本当に新たに発生した事由という意味か。それとも、新たに判明したという意味でよいか。元々、工事の出来が悪かったというのは、元々生じていたのが後になって判明する。とすると、新たに判明した事由と言う方が正確ではないか。的確に表現して疑問が起こらないようにすべき。
- Q:市の方向性としては、このような入札参加を制限する措置を厳しいペナルティ要素

を備えて不正への抑止力として考えているのか,それとも業者にあまり負担にならないよう,寛大な方針で考えているのか,大きな方向性を聞きたい。

- A:ペナルティ的な要素も必要であるが,一方で市内事業者育成という面も考えていかなければならないと考えており,そのバランスが求められると考えている。
- Q:停止期間は機械的に3か月とか1か月とかいうように決まるのか。
- A:決まるようになっている。基準では、何ヶ月以上何ヶ月までという期間の幅があるが、指名停止の算定基準で、原則最短期間と決められている。
- Q:新規指名留保中の業者が指名停止事由に該当した場合は,重複する期間は,期間が短くなる。それを考慮して指名留保期間を3か月分だけ延ばすという事はできないのか。
- A:延ばすべきという意見もあったが、そもそも建設工事業者の新規指名留保は、建設業法上の営業所の実態等を確認したり、必要な指導をしたりする期間として 5 か月間も設けていると考えられるので、指名停止の後に指名留保の重複部分を加算するというのは、主旨には合わないとの判断になった。
- Q:指名停止期間を延ばすということはできないのか。
- A:指名停止期間は別表ではっきりと示されているため,指名留保と重なったから指名 停止を延ばすというのはできない。
- Q:指名留保期間中に同一事案の指名停止事由が判明することはありえるか。
- A:通常, 同一事案での想定は無い。
- Q:指名留保と指名停止の効果として何が最も違うのか。
- A:指名停止は外部にも公表する。これは社会的なペナルティとなる。さらに下請けに も一切入れないし、契約保証人になることもできない。指名留保というのは、あく までも内部の措置であって、外に公表はしない。
- Q:一つの事案だと期間の長い方で、二つの事案だと両方の期間を足すという理解の上で、指名停止期間中に指名留保にも該当したという事案に関しては、指名停止されたことによって工事成績がマイナス 13 点になっていて、このマイナス 13 点がなければ、指名留保の対象にならない場合、要するに 13 点マイナスにならなければ指名留保にならないとすれば、一つの事案と判断してはどうか。もともと工事成績が悪くて指名留保されているのなら、事故によっての指名留保対象ではないから、元々点数が悪い。それを同一事案と見ることはできないのではないか。
- A:別で考える。単に出来が悪かったっていう事で考える。
- Q:結局,評価の対象となる元の事実が一つか二つかという問題。だから,重なり方によってどう見るかという問題は起こる。そういう場合は,何か判断基準的なものを作ることができれば,あまり迷わないですむのではないか。
- Q:難しい問題だと思う。粗雑工事と工事の成績が何点とかいうのはどう絡むのか。同

- 一のような気もするし、単に成績が悪いというだけじゃなくて、故意に手抜きをしたという事になるとまた別の問題のような気もする。
- Q:市の公共事業に関する評価というのは基礎になる事実を積み上げているのだとすれば、評価が悪い原因は、「こういう事実がこれだけあるからこういう評価をした」とはっきりとするはず。だからこそ、その事実だけを見て、例えば一つの事実でも二つに評価されるというようなことがあり得る。その重なる場合をどうするか。
- A:重なる場合はどうするかというのは、この工事成績不良のパターンしか、おそらく 発生しないと思う。基本的には、指名停止事由ではない部分について、指名留保事 由として定めている。

工事の成績は、国土交通省の基準にほぼ基づいて現在は評価している。以前の工事成績評価基準に、法令遵守項目というのが明確には存在しなかった。そのため、こういった事態は起こってなかったが、平成23年度に工事成績評価基準を国の基準に合わせた結果、指名停止何か月だったら成績から何点落とすという基準が追加され、今回のような事例が発生することとなった。

- Q:要するに、この工事成績評価不良を、指名停止の事由に組み込めばよい。
- A:他都市では組み込んでいる所もある。
- Q:組み込んではどうか。そこがあるからややこしくなっている気がする。
- Q:故意に,入札参加を制限される期間が短くなるように悪質な行為を行う業者も出て くるのではないか。
- A:悪質である場合は、入札参加制限期間の加算ができるようになっている。通常だったら3月のところを1月加算とかいう判断は可能。ただ故意かどうか、悪質かどうかという判断はなかなか難しい。
- Q:その時その時で判断していくしかないということか…。
- Q:安全管理は本当に大切だと思う。そこは譲らずにきちんとして頂きたい。全てにおいて、安全を最大限に優先するよう制度を作っていただきたい。

2 (1) 工事請負契約について

- Q:今回は一般競争入札を行ったが,以前の指名競争入札の方が,入札参加者が多かったという問題と捉えてよいか。
- A: そのとおり。指名の時はこちらから声をかけるので、応札してくるが、一般競争入 札になると応札者が少ない。
- Q:一般競争入札の中でも制限付き競争入札というのがあるが、岡山市内の業者に限っているのか、それとも全国中で募っているのか。
- A:市外業者も対象としている。ただし、水道事業の経験という条件は、局として譲れないので参加資格としている。今、水道局として参加資格を把握しているのは2社

のみ。ほかにも存在する可能性はあるが、全ては把握できない。

Q:全国から応札が1社だけ。

A:ただし,有資格者名簿登載業者に限るのは大前提である。

2 (2) 委託契約について

Q:3回,再々入札して全部一番低い金額になっている業者が落札しているので,これは問題ないと思う。

Q:なぜ3回行ったのか。

A:予定価格に達していなかったため。

Q:最終的には落札率何%か。

A:93%ほどであった。

(終了)